



自転車の安全利用の促進!

自転車月間～関連メールマガジン最終号

自転車の安全利用に関する疑問?



を解消しましょう!



～自転車で交通事故を起こした時の対処～

Q. 自転車の事故も通報しないといけないの?

- A. 自転車を運転していて交通事故を起こした時、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければなりません。
これを怠れば、ひき逃げ事件として処罰されることもあります。

Q. 何をどのように対応すればいいの?

- A. 基本的に次の通りの対応をしましょう。

1 運転の停止

ただちに自転車の運転を停止しましょう。

安全な場所にけが人や車両を移動させるなど、二次事故を防止しましょう。



2 けが人の救護 (救護措置義務)

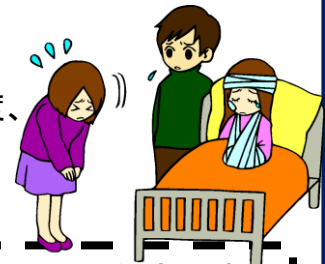
けが人がいる場合、119番に通報し、救急車を呼びましょう。

可能な応急救護処置を行いましょう。

3 警察への報告 (報告義務)

事故の場所、負傷者の数・程度、損壊した物・程度、などを最寄りの警察官に届け出る義務があります。

到着した警察官の指示に従ってください。



事故を起こすと、過失傷害罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じます。

自転車には、自動車のような損害を賠償する強制保険の制度がないので、任意保険に加入するなどの備えが必要です。(小学生の起こした自転車事故で損害賠償9,520万円が命令された事例もあります)